

# 定款

一般社団法人Wild Card

# 一般社団法人Wild Card定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Wild Cardと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、環境保全およびそれに関わる事業等の魅力発信に資する活動を通じて、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全やサステナブルな文化に関する情報発信、ウェブメディアの企画・制作・運営。
- (2) 環境保全や自然をテーマとしたソフトウェア、ボードゲームなどの開発。
- (3) 環境保全や自然愛護、SDGsに取り組む企業、団体、個人の魅力発信に関する相談対応及び支援。
- (4) 環境保全やSDGsを促進する事業。
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び

一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

（開催）

第9条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

（議事録）

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

（役員）

第15条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

2 理事のうち1名以上は代表理事とする。

（選任）

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第23条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 解散・清算

(残余財産の帰属)

第24条 当法人が解散した場合において有する残余財産は、社員総会の決議をもって、当法人と類似の目的を有する公益法人、国、または地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第25条 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、当法人の活動を金銭その他の方法で支援することができる。

3 賛助会員は、社員ではなく、議決権その他一般法人法上の社員としての権利義務を有しない。

(賛助会費)

第26条 賛助会員は、当法人が別に定める賛助会費を納入するものとする。

2 賛助会費の金額、納入方法その他必要な事項は、理事会または代表理事が別に定める。  
(退会)

第27条 賛助会員は、いつでも任意に退会することができる。

2 納入済みの賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 石川県金沢市清川町3番7号 (Oceanrico清川・401号)

設立時社員 米田 貴昭

住所 石川県珠洲市長橋町12字4番地2

設立時社員 井上 和真

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 米田 貴昭

設立時理事 井上 和真

(設立時の代表理事)

第31条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 米田 貴昭

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人Wild Card設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年12月25日

設立時社員 米田 貴昭

設立時社員 井上 和真